

○防衛省告示第三百十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和五年一月二十五日から施行する。

令和四年十二月二十六日

防衛大臣 浜田 靖一

一 八戸貯油施設

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市	青森県上北郡おいらせ町
大字河原木字宇兵エ河原ほか	大字市川町字浜及び大字河原木字宇兵エ河原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一川目及び二川目一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>青森県八戸市</p>	<p>大字市川町字橋向、大字市川町字浜、大字河原木字宇兵エ河原、大字河原木字海岸、江陽四丁目及び豊洲（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>青森県上北郡おいらせ町</p>	<p>一川目、一川目三丁目及び四丁目並びに二川目一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線</p>	
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯四十度三十九分三秒、東経百四十一度二十六分四十秒の点 二 北緯四十度三十八分五十七秒、東経百四十一度二十六分四十九秒の点 三 北緯四十度三十八分五十秒、東経百四十一度二十六分四十三秒の点 四 北緯四十度三十一分四十八秒、東経百四十一度三十一分十四秒の点</p>	

	及び四に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<p>五 北緯四十度三十一分四十二秒、東経百四十一度三十一分十二秒の点</p> <p>六 北緯四十度三十一分四十秒、東経百四十一度三十一分五秒の点</p> <p>七 北緯四十度三十一分四十九秒、東経百四十一度三十分四十秒の点</p> <p>八 北緯四十度三十一分五十五秒、東経百四十一度三十分三十九秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 三沢対地射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	青森県三沢市		大字天ヶ森字天ヶ森ほか
対象防衛関係施設の区域	青森県三沢市	大字天ヶ森字天ヶ森及び大字三沢字浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	青森県上北郡六ヶ所村
対象防衛関係施設に係る対象施設周	青森県三沢市	大字天ヶ森字天ヶ森及び大字三沢字浜通（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	青森県上北郡六ヶ所村

<p>青森県上北郡六ヶ所村</p>	<p>大字倉内字前谷地（次の図面に示す部分に限る。）、大字倉内字道ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字追館（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字久保（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字高田、大字平沼字二階坂（次の図面に示す部分に限る。）、大字平沼字道ノ上（次の図面に示す部分に限る。）及び大字平沼字道ノ下（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯四十度五十三分二十六秒、東経百四十一度二十三分三十三秒の点 二 北緯四十度五十三分二十三秒、東経百四十一度二十三分四十三秒の点 三 北緯四十度五十二分五十九秒、東経百四十一度二十三分五十三秒の点 四 北緯四十度五十分五十九秒、東経百四十一度二十四分六秒の点 五 北緯四十度五十分五十五秒、東経百四十一度二十三分五十一秒の点</p>

秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三 赤坂プレス・センター

対象防衛関係施設
の所在地

東京都港区

六本木七丁目

<p>対象防衛関係施設の区域</p>	<p>東京都港区</p>	<p>六本木七丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>東京都港区</p>	<p>西麻布一丁目、二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、南青山二丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに六本木六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺区域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

四 ニューサンノーマ軍センター

対象防衛関係施設の所在地	東京都港区	南麻布四丁目
対象防衛関係施設の区域	東京都港区	南麻布四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	東京都港区	白金三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに南麻布三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目 恵比寿二丁目及び広尾五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

五 相模総合補給廠

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設 神奈川県相模原市中央区	対象防衛関係施設 神奈川県相模原市中央区
対象防衛関係施設	神奈川県相模原	小山（次の図面に示す部分に限る。）、上矢部及び矢部新田
		矢部新田ほか

<p>の区域</p>	<p>市中央区</p>		
<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>東京都町田市 神奈川県相模原市中央区</p>	<p>小山町及び常盤町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 小山、上矢部、上矢部一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、向陽町（次の図面に示す部分に限る。）、相模原一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四丁目、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、すすきの町、淵野辺一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、宮下本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、矢部一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、矢部新町並びに矢部新田</p>	
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に</p>			

含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

六 沼津海浜訓練場

対象防衛関係施設の所在地	静岡県沼津市	今沢ほか
対象防衛関係施設の区域	静岡県沼津市	今沢及び大塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	静岡県沼津市	今沢及び大塚（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>に係る対象施設周辺地域</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯三十五度七分〇秒、東経百三十八度四十八分二十四秒の点</p> <p>二 北緯三十五度六分五十秒、東経百三十八度四十八分二十四秒の点</p> <p>三 北緯三十五度六分三十八秒、東経百三十八度四十八分五十秒の点</p> <p>四 北緯三十五度六分四十七秒、東経百三十八度四十八分五十六秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる</p>		

区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

七 秋月弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	広島県江田島市	江田島町秋月一丁目ほか
対象防衛関係施設の区域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町秋月一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県江田島市	江田島町（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町秋月一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、江田島町小用一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに江田島町中央五丁目（次の図面に示す部分に限る。）

	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>一 北緯三十四度十四分五十一秒、東経百三十二度二十九分三十 五秒の点 二 北緯三十四度十四分三十七秒、東経百三十二度三十分六秒の 点 三 北緯三十四度十三分四十五秒、東経百三十二度二十九分五十 五秒の点 四 北緯三十四度十三分四十二秒、東経百三十二度二十九分三十 八秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八 川上弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	広島県東広島市	八本松町飯田ほか
対象防衛関係施設の区域	広島県東広島市	八本松町飯田及び八本松町宗吉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	広島県東広島市	志和町七条椋坂（次の図面に示す部分に限る。）、志和町志和東（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町飯田（次の図面に示す部分に限る。）、八本松町宗吉（次の図面に示す部分に限る。）、八本松飯田九丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに八本松西一丁目、六丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び七丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九 広弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	広黄幡町ほか
--------------	-------	--------

対象防衛関係施設 の区域	広島県呉市	広島黄幡町及び広長浜一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	広島県呉市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と六に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域	<p>一 北緯三十四度十三分二十九秒、東経百三十二度三十六分五十五秒の点</p> <p>二 北緯三十四度十三分二十二秒、東経百三十二度三十六分四十九秒の点</p> <p>三 北緯三十四度十二分五十六秒、東経百三十二度三十六分四十九秒の点</p> <p>四 北緯三十四度十二分二十六秒、東経百三十二度三十六分五十七秒の点</p> <p>五 北緯三十四度十二分二十九秒、東経百三十二度三十七分十九</p> <p>（次の図面に示す部分に限る。）並びに広名田二丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>（次の図面に示す部分に限る。）、広長浜一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>（次の図面に示す部分に限る。）、広黄幡町、広末広二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、広津久茂町（次の図面に示す部分に限る。）</p>

		<p>秒の点</p> <p>六 北緯三十四度十二分四十三秒、東経百三十二度三十七分二十一秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

対象防衛関係施設 の所在地	対象防衛関係施設 の区域	対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域
山口県岩国市	山口県岩国市	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十一に掲げ る点とを結ぶ線 により囲まれた 陸域
周東町祖生ほか	通津及び周東町祖生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	<p>一 北緯三十四度四分三十九秒、東経百三十二度九分十二秒の点</p> <p>二 北緯三十四度四分三十九秒、東経百三十二度九分十八秒の点</p> <p>三 北緯三十四度四分三十九秒、東経百三十二度九分二十五秒の点</p> <p>点</p> <p>四 北緯三十四度四分十五秒、東経百三十二度九分三十三秒の点</p> <p>五 北緯三十四度四分四秒、東経百三十二度九分十九秒の点</p> <p>六 北緯三十四度四分六秒、東経百三十二度九分三秒の点</p> <p>七 北緯三十四度四分十七秒、東経百三十二度八分五十五秒の点</p> <p>八 北緯三十四度四分三十一秒、東経百三十二度八分五十九秒の点</p> <p>九 北緯三十四度四分三十一秒、東経百三十二度九分〇秒の点</p>

十一 灰ヶ峰通信施設

		<p>十 北緯三十四度四分三十三秒、東経百三十二度九分一秒の点 十一 北緯三十四度四分三十六秒、東経百三十二度九分五秒の点</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	

対象防衛関係施設の所在地	広島県呉市	栃原町ほか
対象防衛関係施設の区域	広島県呉市	阿賀町及び栃原町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設	広島県呉市	阿賀町、荘山田村及び栃原町（いずれも次の図面に示す部分に限

対象防衛関係施設の所在地	沖縄県中頭郡読谷村	字楚辺ほか	<p>に係る対象施設周辺地域</p> <p>る。)</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>

十二 トリイ通信施設

<p>対象防衛関係施設 の区域</p>	<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>沖縄県中頭郡読 谷村</p>	<p>沖縄県中頭郡読 谷村</p>
<p>字大木、字大湾、字瀬名波、字楚辺、字渡具知及び字古堅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>字大木、字大湾、字瀬名波、字楚辺、字渡具知及び字古堅（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と三に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>一 北緯二十六度二十五分四十三秒、東経百二十七度四十三分五十六秒の点 二 北緯二十六度二十五分三十八秒、東経百二十七度四十四分一秒の点 三 北緯二十六度二十五分二十八秒、東経百二十七度四十四分三秒の点</p>
<p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び四に掲げる</p>	<p>四 北緯二十六度二十二分三秒、東経百二十七度四十四分七秒の点 五 北緯二十六度二十二分一秒、東経百二十七度四十三分五十九</p>		

	<p>点と八に掲げる 点とを結ぶ海岸 線により囲まれ た海域</p>	<p>秒の点 六 北緯二十六度二十二分十七秒、東経百二十七度四十三分四十 五秒の点 七 北緯二十六度二十三分〇秒、東経百二十七度四十三分三十一 秒の点 八 北緯二十六度二十三分六秒、東経百二十七度四十三分三十三 秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対</p>		

象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十三 泡瀬通信施設

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県沖縄市	字泡瀬
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県沖縄市	字泡瀬（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	<p>沖縄県沖縄市</p> <p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と八に掲げる</p>	<p>字泡瀬（次の図面に示す部分に限る。）及び泡瀬一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯二十六度十九分二十一秒、東経百二十七度五十分二十秒の点</p> <p>二 北緯二十六度十九分二十三秒、東経百二十七度五十分二十六秒の点</p>

	<p>点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>
<p>三 北緯二十六度十九分二十二秒、東経百二十七度五十分二十八秒の点</p> <p>四 北緯二十六度十九分十九秒、東経百二十七度五十分五十三秒の点</p> <p>五 北緯二十六度十九分四秒、東経百二十七度五十一分七秒の点</p> <p>六 北緯二十六度十八分三十八秒、東経百二十七度五十分五十六秒の点</p> <p>七 北緯二十六度十八分三十八秒、東経百二十七度五十分二十八秒の点</p> <p>八 北緯二十六度十八分四十六秒、東経百二十七度五十分一秒の点</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれ</p>

るものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の間隔は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十四 金武レッド・ビーチ訓練場

対象防衛関係施設 の所在地	沖縄県国頭郡金 武町	字金武
対象防衛関係施設 の区域	沖縄県国頭郡金 武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	沖縄県国頭郡金 武町	字金武（次の図面に示す部分に限る。）

次に掲げる点を
順次に結んだ線
及び一に掲げる
点と八に掲げる
点とを結ぶ海岸
線により囲まれ
た区域のうち陸
域以外の区域

- 一 北緯二十六度二十六分四十八秒、東経百二十七度五十四分五十九秒の点
- 二 北緯二十六度二十六分四十二秒、東経百二十七度五十四分五十五秒の点
- 三 北緯二十六度二十六分四十秒、東経百二十七度五十四分五十五秒の点
- 四 北緯二十六度二十六分四十秒、東経百二十七度五十四分五十二秒の点
- 五 北緯二十六度二十六分三十七秒、東経百二十七度五十四分三十九秒の点
- 六 北緯二十六度二十六分四十三秒、東経百二十七度五十四分二十八秒の点
- 七 北緯二十六度二十六分五十四秒、東経百二十七度五十四分二十六秒の点
- 八 北緯二十六度二十六分五十六秒、東経百二十七度五十四分二十七秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

十五 金武ブルー・ビーチ訓練場

対象防衛関係施設	対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設	字金武
沖縄県国頭郡金	武町	沖縄県国頭郡金	字金武
対象防衛関係施設		字金武（次の図面に示す部分に限る。）	

<p>の区域</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>武町</p>	<p>沖縄県国頭郡金武町</p>
<p>字金武（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>一 北緯二十六度二十六分五十四秒、東経百二十七度五十六分三十五秒の点</p> <p>二 北緯二十六度二十六分三十四秒、東経百二十七度五十七分七秒の点</p> <p>三 北緯二十六度二十六分十八秒、東経百二十七度五十七分十三秒の点</p> <p>四 北緯二十六度二十六分三秒、東経百二十七度五十六分五十八秒の点</p> <p>五 北緯二十六度二十六分十九秒、東経百二十七度五十六分二十三秒の点</p> <p>六 北緯二十六度二十六分十七秒、東経百二十七度五十六分四秒の点</p>	

七 北緯二十六度二十六分二十四秒、東経百二十七度五十五分五十六秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。